

## 教育・保育提供区域における提供体制の確保方策の修正について

## 1 教育・保育提供区域の設定

当初計画：111 ページ

子ども・子育て支援法の規程に基づく本市の教育・保育提供区域は、市全体をひとつの区域として設定しています。

## 2 教育・保育施設の確保方策について

当初計画：115 ページ

子ども・子育て支援法では、次に掲げる事業について、「量の見込み」を算出し、種類別に定員を確保していく「確保方策」を定めることとしています。

## 【教育・保育施設及び地域型保育事業】

	対象事業	(認定区分)		事業の対象家庭	年齢
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭	3～5歳
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育園		ひとり親家庭 共働き家庭	
3	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育	3号認定		0～2歳

## 【種類一覧】

種類名	対象事業
特定教育・保育施設	新制度に移行した幼稚園、保育園、認定こども園
新制度に移行していない幼稚園	新制度に移行していない幼稚園（私学助成の幼稚園）
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等
企業主導型保育事業	企業主導型保育事業
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設

## 3 令和4年度第1回子ども・子育て審議会での方向性について

令和4年7月5日に開催された令和4年度第1回子ども・子育て審議会の議題（6）「福生市子ども・子育て支援事業計画（第2期）の中間見直しについて」において、中間見直しの議論が行われました。

「量の見込み」については、内閣府の通知において見直しの考え方が示され、見込みと実績とのかい離が 10%以上の場合は見直しを行うとされましたが、1号、2号、3号の認定区分ごとの「量の見込み」に対する実績値のかい離は 10%未満でしたので、見直しは必要ないと結論付けております。

一方、「確保方策」については、計画策定時から確保量の変更が生じているため、確保量の修正を資料7のとおり行います。

【確保方策の修正内容】

- 牛浜こども園 1号認定 6名 未計上を修正
- すみれ保育園定期利用保育事業 3号認定 8名 未計上を修正
- 牛浜幼稚園 1号・2号認定 15名 利用定員増
- 弥生保育園 2号認定 △10名 利用定員減
- 福生多摩幼稚園小規模保育園乳幼児部ひよこ 3号認定 △19名 廃止
- 聖愛幼稚園 1号・2号認定 △30名 新制度へ移行(150名→120名)
- (仮称)福生本町こども園 合計 8名 利用定員増
- 東福保育園 合計 5名 利用定員増